

木祖村犯罪被害者等支援条例の制定について

村では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ると共に、村民等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、このたび、木祖村犯罪被害者等支援条例を制定したのでお知らせいたします。

1. 制定理由

誰もが突然犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。犯罪による被害者やそのご家族は、生命や身体への直接的な被害だけでなく、その後も心身の不調や苦痛、周囲の理解不足や中傷などの二次的な被害にも苦しめられることがあります。

こうした中、平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体においても、「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記され、条例を制定する動きが広まっており、県内でも令和2年9月に坂城町、令和4年3月に長野県で条例が制定されるなど、条例制定の機運が高まっており、条例制定が犯罪被害者等の負担軽減につながる事から本村での条例制定を行うものであります。

2. 内容

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の回復と軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため必要な事項を定めるものであります。

①基本理念

- (1) 個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- (2) 被害及び二次的被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われること
- (3) 安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ途切れることなく提供されること
- (4) 国、県、村、関係機関等による相互の連携及び協力の下でおこなわれること

※二次的被害とは

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材などにより犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調等をいう。周囲の人の心ない言葉や無責任なうわさ等によって犯罪被害者等の心が傷つけられることも、二次的被害に該当します。

②責務

- ・ 村は基本理念にのっとり、関係機関等と連携体制を構築し、適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援を行うものとする。
- ・ 村民等は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないように配慮するよう努めるとともに、村及び関係機関

等が実施する犯罪被害者等の支援の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

③村の支援策等

- ・相談及び情報の提供

犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整を行います。

- ・見舞金の支給

犯罪行為により死亡し、又は傷害を受けた犯罪被害者等に対し見舞金を支給します。

区 分	金 額	要 件	対 象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した者	被害者の第1順位遺族
重傷病者見舞金	10万円	犯罪行為により傷病を負った者で、治療に要する期間が1月以上又は入院3日以上を要すると診断された者	被害者本人

※見舞金給付要綱から抜粋

④居住の安定

犯罪等の被害を受け住んでいた家に引き続き住むことが困難となった場合、県や近隣市町村と連携し適切な支援を行います。

⑤広報及び啓発

犯罪被害者が置かれている状況や地域で支え合うことの重要性などについて、広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。

3. 施行日

令和5年4月1日から

4. パブリックコメント

令和5年2月3日（金）から2月22日（水）木祖村ホームページにてパブリックコメントの募集を行いましたがい意見等はありませんでした。

【お問合せ】

木祖村役場住民福祉課 住民係

電話 0264-36-2001

Email: juumin@kisomura.com